三　介護予防支援の利用者の心身又は生活の状況、その置かれている環境、現病歴その他の介護予防サービス計画の作成に当たり勘案した当該利用者に関する基本的な情報
四　介護予防支援の経過の記録
五　サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。）の開催等の状況
六　介護予防支援に係る評価
七　その他市町村長が必要と認める事項
（法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき）

第百四十条の四十四　法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる基準に該当する事業所以外のものについて、令第三十七条の二の三第一項に規定する計画（以下この条及び第百四十条の四十八において「計画」という。）で定められたときとする。

一・二　（略）
（令第三十七条の二の三第二項の厚生労働省令で定める事項）

第百四十条の四十八　令第三十七条の二の三第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）
（法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報）

第百四十条の六十二の二　法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び労働時間、賃金その他の介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

第十一節　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
（法第百十五条の四十四の二第一項の厚生労働省令で定める者）

第百四十条の六十二の二の二　法第百十五条の四十四の二第一項の厚生労働省令で定める者は、その有する事業所又は施設の全てが次に掲げる基準に該当する介護サービス事業者とする。

一　当該会計年度における提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下である者
二　災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者
（法第百十五条の四十四の二第一項の厚生労働省令で定める事項）

第百四十条の六十二の二の三　法第百十五条の四十四の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、介護サービス事業者の有する事業所又は施設の一部が前条各号に掲げる基準に該当する場合は、当該事業所又は施設に係る事項は含まないものとする。

一　事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
二　事業所又は施設の収益及び費用の内容
三　事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
四　その他必要な事項
（法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき）

第百四十条の四十四　法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる基準に該当する事業所以外のものについて、令第三十七条の二第一項に規定する計画（以下この条及び第百四十条の四十八において「計画」という。）で定められたときとする。

一・二　（略）
（令第三十七条の二第二項の厚生労働省令で定める事項）

第百四十条の四十八　令第三十七条の二第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）
（法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報）

第百四十条の六十二の二　法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。
（新設）

（新設）